

出雲高等学校魅力化コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は「出雲高等学校魅力化コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」とする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、出雲高等学校が目標とする地域・社会のリーダーとして貢献できる人材の育成と生徒により良い学びを提供するための環境づくりを目指して、企業、自治体、高等教育機関等の地域の多様な関係者と生徒、保護者、教職員、同窓会等の出雲高等学校関係者が、協働体制を構築することにより、主体的・創造的な対話を行いながら、出雲高等学校の学校教育をより良いものにしていくことを目的とする。

(協働事業)

第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するため、次の協働事業の承認や意見具申を行う。

- 一 出雲高等学校の諸活動の支援に関すること
- 二 出雲高等学校の学校経営・運営に係る対話や学校評価に関すること
- 三 出雲高等学校と関係機関との協働活動の支援に関すること
- 四 出雲高等学校と外部との連携および調整に関すること
- 五 出雲高等学校の情報発信の支援に関すること
- 六 家庭教育の支援に関すること

(組織)

第4条 コンソーシアムは出雲高等学校と別表1に掲げる地域との協働活動に関わる団体等（以下「構成団体等」という。）により組織する。

- 2 コンソーシアムには、協働ビジョンの策定と進捗管理、学校経営の基本方針、教育課程および予算の編成と執行を審議する代表者を置く。
- 3 コンソーシアムには、具体的な協働活動を行う部会を置く。
- 4 コンソーシアムには連絡調整を行う事務局を置く。

(代表者会)

第5条 代表者会の役員は構成団体等が原則1名を推挙し、校長が委嘱する。

- 2 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 代表者会に次の役職をおく。
 - 一 会長1名
 - 二 副会長1名
- 4 会長は久徴会(出雲高等学校卒業生会)の代表者とし、会長は副会長を選任する。

(会長、副会長の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、コンソーシアム及び代表者会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- 3 会長は事務局員より事務局長を選任する。

(代表者会の運営)

第7条 代表者会は、会長が招集する。

- 2 代表者会は、原則1学期と3学期に開催する。ただし、意思決定が必要な場合この限りではない。
- 3 代表者会の議長は会長をもって充てる。
- 4 代表者会は、代表者の半数以上の出席をもって開催する。
- 5 代表者の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(代表者会の承認等)

第8条 会長は、第3条に掲げる協働事業について、必要に応じて代表者会の承認を得る。

- 2 代表者会は、各部会から活動報告や意見・提案を受け、共有・振り返り・協議し、必要な連絡・調整・支援を行う。

(部会)

第9条 部会はコンソーシアムの協働活動の場とする。

- 2 各部会の事業方針は代表者において決定し、校長と協議のうえ実施する。
- 3 部会を新たに立ち上げる場合は、代表者会で決定する。

(事務局)

第10条 出雲高等学校に事務局を置き、コンソーシアムに関する事務を処理する。

(規約の変更等)

第11条 この規約は、代表者会の議事を経なければ変更することはできない。

- 2 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、代表者会の議を経て会長が定める。

附則 この規約は、令和2年5月29日より施行する。

附則 この規約は、令和4年4月1日より施行する。

別表1 (第4条関係)

構成団体等
島根県立出雲高等学校
出雲高等学校PTA
SSH運営指導委員
学識経験者
地域住民
出雲高等学校生徒会
出雲市役所
出雲市教育委員会
出雲商工会議所
久徴会(出雲高等学校卒業生会)

